

高齢者生協こうべ 特定介護予防福祉用具販売事業所 運営規程

(事業の目的)

- 第1条 本事業は、特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで、その居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名 称 高齢者生協こうべ
 - 2 所在地 神戸市兵庫区下三条町8-20

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 管 理 者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
 - 2 専門相談員 4名（うち1名は管理者と兼務）
専門相談員は、要介護者等が福祉用具を適切に選定及び使用されるよう、専門知識に基づき相談に応じるとともに、販売にあたっては機能、安全性、衛生状態等に関して点検を行い、又使用方法の指導、修理等にあたる。
 - 3 事務職員 2名
事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日は休日とする。
 - 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
 - 3 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(特定介護予防福祉用具販売の取扱種目)

- 第6条 特定介護予防福祉用具販売の対象種目は下記5種目とする。
- 1 腰掛便座
 - 2 特殊尿器
 - 3 入浴補助用具
 - 4 簡易浴槽
 - 5 移動用リフトのつり具の部分

(書類の交付)

- 第7条 特定介護予防福祉用具に係る販売費用の支払いを受けた場合は①事業所の名称②提供した特定介護予防福祉用具の種類、品目の名称、販売費用の額等を記載した証明書(納品書)③領収書④当該介護予防福祉用具の概要がわかるパンフレット等を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の実業の実施地域は、兵庫県下とする。

(従業員の研修)

第 9 条 事業所は、専門相談員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

- 1 採用時の研修 採用後 1 ヶ月以内
- 2 継続研修 年 4 回

(秘密の保持)

第 10 条 従業者は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知りえた利用者または家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(身分証の携帯)

第 11 条 専門相談員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者から求められた時はこれを提示する者とする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第 13 条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護サービス等の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第 14 条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他の重要事項のまとめ)

第 15 条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は兵庫県高齢者生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 2 年 12 月 11 日から施行する。